

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成31年2月8日提出

【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ローラン・ベルティオ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【事務連絡者氏名】 石津 有希

【電話番号】 03-3593-6113

【届出の対象とした募集（売
出）内国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型

【届出の対象とした募集（売
出）内国投資信託受益証券の金
額】 各ファンドにつき
継続募集額 上限 3,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年9月5日付にて提出いたしました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。販売会社の追加の訂正を行います。

2. 【訂正事項】

原届出書の内容は本訂正届出書の内容に変更および更新されます。
下線部_____は訂正部分を示します。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2) 販売会社

<訂正前>

名 称	資本金の額 (平成30年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくTT証券株式会社	1,250百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

< 訂正後 >

名 称	資本金の額 (平成30年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくTT証券株式会社	1,250百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社近畿大阪銀行 ²	38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社関西アーバン銀行 _{1 2}	47,039百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

1 平成31年2月12日より取扱いを開始します。

2 平成31年4月1日付で、関係当局の許認可の取得等を前提として、株式会社近畿大阪銀行と株式会社関西アーバン銀行とは、株式会社近畿大阪銀行を存続会社とする合併を行い、商号は「株式会社関西みらい銀行」となる予定です。